宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センターと
市貝町とのシバザクラの栽培に関する協定書

宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センター（以下「甲」という。）と市貝町（以下「乙」という。）は、以下の事項について協定を締結する。

（目的）

第１条　甲と乙は、連携・協力により、市貝町のシバザクラの栽培に関する諸活動を推進することを目的とする。

（連携・協力項目）

第２条　甲と乙は、以下の項目について連携・協力する。

（１）シバザクラの栽培

（２）シバザクラの栽培に関する学術研究

（３）シバザクラの栽培を通じた環境教育

（４）その他、甲および乙が必要と認める事項

（知財の保全）

第３条　甲と乙は、連携・協力を推進するにあたり、相互の知的財産の保全に努めなければならない。知的財産権の帰属等の問題が生じた場合は、両者は誠実に協議を行い、公正に取り扱うものとする。

（経費の負担）

第４条　甲と乙は、連携・協力に関する経費について、必要に応じて両者で協議の上、決定する。

（有効期間）

第５条　本協定の期間は、協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

（１）協定の期間が満了する 6 か月前までに甲または乙から別段の意思表示がないときは、本協定の期間は、更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（２）期間満了前に、甲または乙から期間短縮の協議があった場合は、協議に応じるものとする。

（その他）

第６条　本協定書に定められていない事項または本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、解決する。

本協定の成立を証するため、本協定書を２部作成し、甲と乙は各自記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年　１月　２３日

甲　宇都宮大学
雑草と里山の科学教育研究センター

センター長

乙　市貝町

町長